

福井県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、措置を講じた事項について、次のとおり公表する。

令和4年5月10日

| | | |
|---------|----|-----|
| 福井県監査委員 | 笹岡 | 一彦 |
| 同 | 西畑 | 知佐代 |
| 同 | 江川 | 権一 |
| 同 | 伊藤 | 和弘 |

福井県知事からの措置報告

1 交流文化部

| | |
|---------------|---|
| 監査対象機関 | 恐竜博物館 |
| 監査結果 報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 133,324円) |
| 措置の内容 | 職員に対して、運転の際には交通法規を守り、走行前の安全確認を十分に行い、事故防止に努めるよう訓示した。 |

| | |
|---------------|--|
| 監査対象機関 | 歴史博物館 |
| 監査結果 報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 昨年度に引き続き、行政財産使用料について、納付期限は納入通知日から20日以内とすべきところ、20日を超えているものがあつた。 |
| 措置の内容 | 調定時に、内容に対して納入期限が適切か、複数職員による確認を徹底することとした。 |

| | |
|---------------|--|
| 監査対象機関 | 美術館 |
| 監査結果 報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 昨年度に引き続き、新たに取得した備品について、備品台帳に登録していないものがあつた。 |
| 措置の内容 | 備品取得時には、物品購入調書と支出命令書類について同時に決裁を行うように改めた。 |

| | |
|---------------|--|
| 監査対象機関 | 若狭歴史博物館 |
| 監査結果 報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 公用車の事故（人身1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。 （損害賠償額 1,609,104円） |
| 措置の内容 | 所属長は、職員の健康管理に留意し、公用車運転時は時間に余裕をもち、交通ルールの遵守や正しい交通マナーの実践など、安全運転を常に行うよう声かけ・指導する。 |

| | |
|---------------|---|
| 監査対象機関 | 福井運動公園事務所 |
| 監査結果 報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 水飲み場を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 （修繕費 770,000円） |
| 措置の内容 | 積雪時には、敷地内の工作物に除雪ポールを設置し、細心の注意を払って除雪作業を行う。 |

2 安全環境部

| | |
|---------------|--|
| 監査対象機関 | 消防学校 |
| 監査結果 報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。 （損害賠償額 125,994円） |
| 措置の内容 | 全職員に対し、公私を問わず交通法規を遵守し、安全運転に努めるとともに、特に公用車の運転の際には細心の注意を払うよう周知徹底した。 |

3 健康福祉部

| | |
|-----------|--|
| 監査対象機関 | 奥越健康福祉センター |
| 監査結果報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 公用車の事故（物損1件）により、公用車を廃車していた。また、損害賠償金および車両運搬費の支払が発生していた。 （損害賠償額 22,000円、運搬費68,420円） |
| 措置の内容 | 全職員を対象に交通安全講習を実施し、安全運転に努めるよう徹底した。 |

| | |
|-----------|---|
| 監査対象機関 | 丹南健康福祉センター |
| 監査結果報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 戻入処理すべき当年度支出に係る扶助費について、歳入調定し雑入で受け入れているものがあつた。 |
| 措置の内容 | 戻入処理すべき案件が発生した場合は、事業担当者だけでなく経理担当職員等複数の職員で適切な処理方法を確認することにより、再発を防止する。 |

| | |
|-----------|--|
| 監査対象機関 | 嶺南振興局二州健康福祉センター |
| 監査結果報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 1 公用車の事故（物損2件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 77,011円、修繕費 378,566円） 2 戻入処理すべき当年度支出に係る扶助費について、歳入調定し雑入で受け入れているものがあつた。 |
| 措置の内容 | 1 自動車の安全運転と交通規則の遵守を徹底するよう全職員に対して注意を促し、安全運転の意識向上を図るため、携行する運転日誌にこれらを確認するためのチェックシートを備え付けた。 2 戻入・歳入調定において疑義が生じた際は、関係課に確認の上、誤りの無いよう複数人の職員で処理を行う。 |

| | |
|-----------|---|
| 監査対象機関 | 総合福祉相談所 |
| 監査結果報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 公用車の事故（物損3件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 175,000円、修繕費 99,957円、 99,649円、99,539円） |
| 措置の内容 | 全職員に対して安全運転に対する意識を向上させるため、毎月開催している課長会や職場内での会議において、安全運転と交通法規遵守の徹底を繰り返し注意喚起するとともに、警察署員を講師に招いて交通安全講習会を開催した。 また、交通事故を起こした職員に対しては、所属長が事故原因と防止策を認識させ、再発防止を図った。 |

4 農林水産部

| | |
|-----------|--|
| 監査対象機関 | 奥越農林総合事務所 |
| 監査結果報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 公用車の事故（物損1件）により、修繕費の支払が発生していた。 （修繕費 744,326円） |
| 措置の内容 | 自動車の安全運転と交通法規の遵守を徹底するよう全職員に対して注意を促すとともに、安全運転講習会の開催など職員の交通安全意識向上に努めた。 |

| | |
|-----------|---|
| 監査対象機関 | 丹南農林総合事務所 |
| 監査結果報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 契約金額が50万円以上の委託契約において、請書を徴していないものがあつた。 |
| 措置の内容 | 今後は、福井県財務規則等での確認を徹底するとともに、複数の職員によるチェックを徹底し、適正な執行に努める。 |

| | |
|---------------|---|
| 監査対象機関 | 畜産試験場 |
| 監査結果 報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 手数料について、事前に資金前渡すべきところ職員が立替払しているものがあつた。 |
| 措置の内容 | 資金前渡する際は、職員の立替払が発生しないよう振込方法と手数料の金額を複数の職員で確認することとした。 |

| | |
|---------------|---|
| 監査対象機関 | 水産試験場 |
| 監査結果 報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 公用車の事故（物損2件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 232,584円、50,332円 修繕費 98,329円、85,076円） |
| 措置の内容 | 所属開催の月例会や個別の職員面談時に、所属長から安全運転と交通法規の遵守について徹底するとともに、今回の事故が2件とも他車との接触事故であったことから、特に以下の点について周知徹底を行った。 ・公用車使用時は極力複数人で乗車し、安全確認の機会を増やす。 ・公用車運転時は混雑した駐車場や狭い道路の通行を極力避ける。 |

| | |
|---------------|---|
| 監査対象機関 | 総合グリーンセンター |
| 監査結果 報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 （修繕費 127,457円、50,006円） |
| 措置の内容 | 全職員に個々の事案を伝え、交通法規の遵守および安全運転の徹底を強く指導するとともに、運転前の上司への報告と安全確認の声掛けを行うこととした。また、職場内に事故防止ポスターを掲示し、再発防止を図っている。 |

5 土木部

| | |
|-----------|--|
| 監査対象機関 | 福井土木事務所 |
| 監査結果報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 令和元年度歳入として受け入れるべき道路占用料について、令和2年度歳入として受け入れているものがあつた。 |
| 措置の内容 | 令和元年度分の道路占用料の調定漏れが原因であるため、道路占用許可台帳の様式を見直し、担当以外の職員でも許可内容等を確認できるようにするとともに、令和3年度からは、この台帳を基に一覧表を作成し、調定誤りや漏れがないかを複数の職員でチェックできるようにする等、再発防止策を講じている。 |

| | |
|-----------|---|
| 監査対象機関 | 奥越土木事務所 |
| 監査結果報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | <ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年度歳入として受け入れるべき電気料個人負担金について、令和2年度歳入として受け入れているものがあつた。 2 通信運搬費について、旧年度に存する期間の利用料金を新年度で支出していた。 3 昨年度に引き続き、出納員等による毎月の再照合を適正に行っていないものがあつた。 |
| 措置の内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 担当者と総務経理グループリーダーで歳入の事務手続等について再確認を行うとともに、調定時には複数職員で確認を行うこととした。 2 担当者を複数にして請求書の内容確認を相互で行い、支払時期の失念、支払内容の誤りがないよう徹底した。 3 所属長との再照合に加え、出納員が毎月の点検時に帳簿等を担当者と確認することとした。 |

| | |
|-----------|---|
| 監査対象機関 | 丹南土木事務所 |
| 監査結果報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | <ol style="list-style-type: none"> 1 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 364,848円) 2 工事請負契約において、債務負担行為に係る支払年度区分の変更があったにもかかわらず、変更契約を締結していないものがあった。 |
| 措置の内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 警察職員を講師に招いて安全運転講習会を開催するなど、職員の交通安全と交通法規の遵守について改めて注意を喚起し、安全運転の意識向上に努めた。 2 支払年度区分の変更のあった契約すべてについて、変更契約が確実に締結されたか複数人により再確認することとした。 |

| | |
|-----------|--|
| 監査対象機関 | 嶺南振興局敦賀土木事務所 |
| 監査結果報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | <p>公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 76,671円)</p> |
| 措置の内容 | <p>課長会を通じ全職員に対し、車両の運転について、周囲の確認や一時停止、駐車場内の安全走行を徹底するとともに、安全運転と交通法規の遵守を徹底するよう注意喚起した。</p> |

| | |
|-----------|---|
| 監査対象機関 | 嶺南振興局小浜土木事務所 |
| 監査結果報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | <p>公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 416,728円)</p> |
| 措置の内容 | <p>安全運転と交通法規の遵守を徹底するよう全職員に対して注意喚起を行った。 毎週実施している所内連絡会において安全運転を繰り返し呼びかけるとともに、安全運転講習会の受講を徹底させ意識向上を図った。</p> |

| | |
|---------------|--|
| 監査対象機関 | 嶺南振興局敦賀港湾事務所 |
| 監査結果 報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 166,430円) |
| 措置の内容 | 自動車の安全運転と交通法規遵守を徹底するよう全職員に対して注意を促し、職員の安全運転の意識向上を図った。また、毎週月曜日に行う打合せ会において所属長から安全運転について繰り返し注意喚起を行い、交通事故の防止に努めた。 |

| | |
|---------------|-----------------------------------|
| 監査対象機関 | 福井空港事務所 |
| 監査結果 報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 土地使用料の調定が著しく遅れているものがあつた。 |
| 措置の内容 | 調定時に所属長、出納員等複数人により厳格にチェックすることとした。 |

福井県教育委員会教育長からの措置報告

| | |
|---------------|---|
| 監査対象機関 | 奥越高原青少年自然の家 |
| 監査結果 報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 昨年度に引き続き、郵便切手類について、郵便切手類出納簿への登記を適正に行っていないものがあつた。 |
| 措置の内容 | 年賀はがきについても、登記が必要であることを所員全員に周知し、使用時に記入する郵便切手類使用簿への記載を徹底させることにより登記もれがないようにする。 |

| | |
|---------------|--|
| 監査対象機関 | 三方青年の家 |
| 監査結果 報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | <ol style="list-style-type: none"> 1 5年連続して、領収した現金について、指定金融機関への払込みが遅れているものがあった。 2 3年連続して、出納員等による毎月の再照合を適正に行っていないものがあった。 3 契約金額が50万円以上の売買契約において、請書を徴していないものがあった。 |
| 措置の内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 現金領収について、過去に報告した措置内容および会計研修を複数回実施し、規則等の遵守を徹底するとともに現金受領（施設使用料・主催事業参加料）から、「納入通知書」による納入とした。 2 所長・出納員だけでなく、臨時出納員を含め、3人による再照合を徹底した。 3 会計処理の知識取得に努めるため、会計研修を複数回実施した。 |

| | |
|---------------|---|
| 監査対象機関 | 高志高等学校 |
| 監査結果 報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 昨年度に引き続き、電気料個人負担金の算定を誤り、87円の過大徴収となっていた。 |
| 措置の内容 | 算定誤りのないよう複数の職員での確認を徹底するとともに、前月の調定決議書を算定確認資料として新たに添付することとした。 |

| | |
|-----------|---|
| 監査対象機関 | 丸岡高等学校 |
| 監査結果報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 昨年度に引き続き、就学支援金対象者の授業料を誤って徴収し還付したため、還付加算金が発生していた。 |
| 措置の内容 | 就学支援金の申請書を起案する際に、銀行へ提出する授業料の振替停止依頼書を添付することで、再発防止に努める。 また年度当初の在校生の口座振替登録の際には、前年度末の振替一覧を添付することで誤りがないかを確認する。さらに、就学支援金対象者と授業料納付者が区別できる一覧表を作成し、銀行から提出される授業料の振替予定一覧との照合を複数で行う。 |

| | |
|-----------|---------------------------------------|
| 監査対象機関 | 丹南高等学校 |
| 監査結果報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 契約金額が50万円以上の売買契約において、請書を徴していないものがあった。 |
| 措置の内容 | 福井県財務規則等での確認を徹底し、決裁時には複数人で確認することとした。 |

福井県公安委員会委員長からの措置報告

| | |
|-----------|--|
| 監査対象機関 | 福井警察署 |
| 監査結果報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | 公用車の事故（物損2件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 36,300円 修繕費 99,943円、68,596円） |
| 措置の内容 | 当事者に対しては、交通事故防止教養および同乗運転指導を受講させ、再発防止を図った。 全署員に対しては、交通違反、事故に関するアンケートを行い署員の意識を分析した上で毎朝点検時等に当日の天候や交通環境等に応じた具体的な運転方法等を指示している。 |

| | |
|---------------|---|
| 監査対象機関 | 福井南警察署 |
| 監査結果 報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | <p>公用車の事故（物損4件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。</p> <p>（損害賠償額 207,669円、52,800円 修繕費 119,658円、88,726円、59,642円）</p> |
| 措置の内容 | <p>当事者に対しては、交通事故防止教養および同乗運転指導や道路交通法の遵守のための教養等を実施し、再発防止を図った。</p> <p>全署員に対しては、事故の発生状況を分析し、事故発生による影響や同乗者が実施すべき事項について指導教養を行い、交通事故の再発防止を図っている。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 監査対象機関 | 大野警察署 |
| 監査結果 報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | <p>1 委託料の支払金額を誤り、後日返納しているものがあつた。</p> <p>2 公用車の事故（物損1件）等により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。</p> <p>（損害賠償額 46,075円 修繕費 99,440円、 75,174円、64,427円）</p> |
| 措置の内容 | <p>1 支払事務を行う際には、業務の履行結果と請求の内容が合致しているかを複数人で確認するように指示し、再発防止に努める。</p> <p>2 当事者に対しては、事故原因を自ら申告させることにより再発防止を図るとともに、運転時における道路状況確認の方法について個別に指導教養を行った。</p> <p>全署員に対しては、交通事故防止を目的とした集合教養を実施するとともに、公用車は原則2人乗車とし、車両後退時の降車誘導の徹底を指示している。</p> |

| | |
|-----------|--|
| 監査対象機関 | 鯖江警察署 |
| 監査結果報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | <p>公用車の事故（物損1件）により、修繕費および車両運搬費の支払が発生していた。</p> <p>（修繕費 99,880円、運搬費 16,000円）</p> |
| 措置の内容 | <p>当事者に対しては、車両乗車中は運転に集中するとともに、周囲への安全確認を徹底するよう指導教養し、再発防止を図った。</p> <p>全署員に対しては、毎朝点検等の機会を通じ「安全運転5則」の遵守、運転時の心構えを指示し、交通事故防止に関する意識の向上を図っている。</p> |

| | |
|-----------|---|
| 監査対象機関 | 越前警察署 |
| 監査結果報告年月日 | 令和4年3月8日 |
| 監査の結果 | <p>公用車の事故（人身1件、物損2件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。</p> <p>（損害賠償額 714,703円 修繕費187,924円、187,744円、89,741円）</p> |
| 措置の内容 | <p>当事者に対しては、運転技能に関する指導を実施した上で警察車両運転技能認定確認検査を受検させ、安全運転意識および運転技能を高めさせて交通事故の再発防止を図った。</p> <p>全署員に対しては、教養資料の発出や、出発前の幹部による注意喚起等、あらゆる機会を通じて道路交通法の遵守や交通事故防止対策を指示し、署内で危険予測トレーニング機器を用いて交通事故防止教養を実施する等、交通安全にかかる意識の醸成を図っている。</p> |